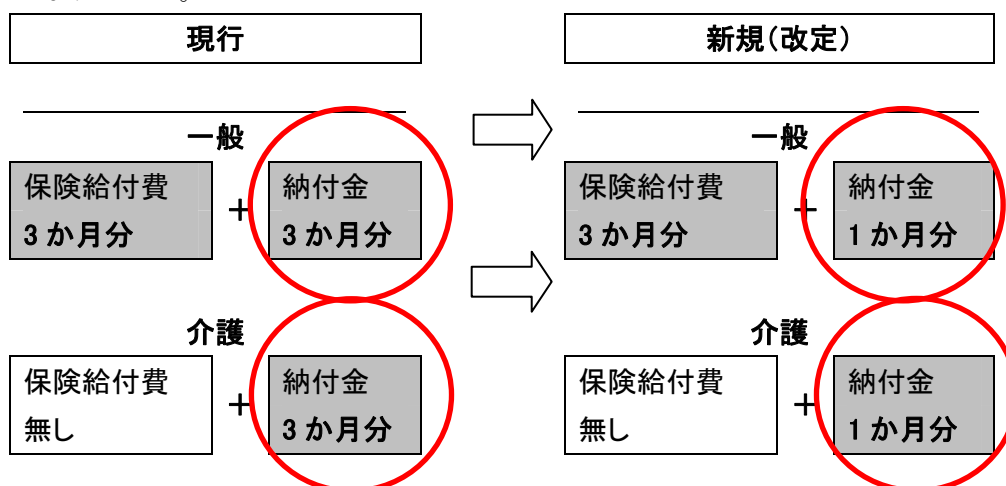


平成 25 年度予算 補足説明

法定準備金の保有規模の見直しについて

健康保険組合は、健康保険法第 160 条の 2（準備金）並びに政令第 46 条に従い、当該年度を含む直近の 3 年間に於いて保険給付等に要した費用の 1 事業年度の平均額の 1 2 分の 3 に相当する額まで準備金を保有しなければなりません。つまり、法定給付費と納付金の過去 3 年の年平均額の 3 ヶ月相当分を準備金として保有することとなります。

これは、インフルエンザの蔓延などの医療費の変動リスクや、保険料が不納欠損になるなどの解散のリスクに備える為の措置ですが、平成 25 年度より、法定準備金の保有規模の見直しを行い、納付金相当部分に関しては、従来の 3 ヶ月から 1 ヶ月相当の保有ですむこととなりました。



その結果、平成 25 年度予算では、一般勘定の現有法定準備金（201,402 千円）のうち、80,000 千円を繰入（準備金限度外繰入）することが可能となりました。

平成 24 年度末（見込）の準備金保有額並びに保有率（決算残金処分後）は

	一般勘定	介護勘定	合計
保有額(千円)	201,402	18,462	219,864
所要保有規模(千円)	174,392	15,441	189,833
保有率(%)	115.49	119.57	115.82

平成 25 年度末（予算）の準備金保有額並びに保有率（80,000 千円の繰入後）は、

	一般勘定	介護勘定	合計
保有額(千円)	121,402	18,462	139,864
所要保有規模(千円)	118,860	5,370	124,230
保有率(%)	102.14	343.81	112.59

となります。

準備金限度外繰入と別途積立金繰入について

健保組合の予算編成基準では、支出額を賄う収入（主には保険料収入）が不足する場合、
①保険料率を引上げて、保険料の増収を図る ②保険料の引上げに代えて、繰越金、別途積立金繰入および準備金繰入により財源を確保して差し支えない こととなっています。

平成 25 年度予算では、一般勘定への 80,000 千円の準備金繰入が可能となりましたので、その分、別途積立金繰入額は 10,000 千円で済み、平成 25 年度末時点で 991,318 千円を保有することとなります。

保有財産の推移について

平成 21 年度より平成 25 年度（予算）の 5 年間の保有財産の推移は以下のとおりです。

前期高齢者納付金並びに後期高齢者支援金など増え続ける高齢者医療費に対する負担増により平成 23 年度より **3 年連続別途積立金繰入及び準備金繰入を実施**し、保有財産は縮小しています。平成 25 年度においては、今だ、法定準備金の 7 倍強という安定したレベルの別途積立金を保有していますが、今後も経常収支レベルでの赤字が継続すると見ざるを得ず、別途積立金を取り崩しながら、皆様方の保険料負担増を避けるため、少しでも長く現行の保険料率（52.00/1000）を維持していく方針です。

(千円)

種類	H21	H22	H23	H24	H25(予算)
法定準備金(一般)	201,402	201,402	201,402	201,402	121,402
法定準備金(介護)	12,888	10,955	15,661	18,462	18,462
法定準備金(一般+介護)	214,290	212,357	217,063	219,864	139,864
別途積立金	1,126,059	1,189,741	1,129,302	1,001,318	991,318

退職積立金	2,556	2,556	2,556	2,556	2,556
その他	11,737	11,392	11,047	10,868	10,755
合計	1,354,642	1,416,046	1,359,968	1,234,606	1,144,493
前年比増減	1,354,642	61,404	▲ 56,078	▲ 125,362	▲ 90,113

別途積立金の取崩	20,000	0	70,000	135,000	10,000
別途積立金の積立	31,076	63,682	9,661	7,016	0
差引(▲は積立金の減少)	11,076	63,682	▲ 60,339	▲ 127,984	▲ 10,000

準備金取崩し	2,000	0	0	0	80,000
準備金の積立	23,445	1,067	4,706	2,801	0
差引(▲は準備金の減少)	21,445	1,067	4,706	2,801	▲ 80,000

以上